

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会の服飾の調達に関する要項

(目的)

第 1 条 この要項は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「三重県実行委員会」という。）及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会各会場
地市町実行委員会（以下「各市町実行委員会」という。）がそれぞれ必要とする
服飾の調達について、三重県実行委員会が服飾の調達業務の主体となり、受注者を
決定し、一括して服飾の調達を実施することで、品質の向上や調達費用及び調達業務
の削減を目的とするものとする。

(調達業務の実施)

第 2 条 三重県実行委員会は、仕様書に基づき、服飾の調達を行うものとする。

2 三重県実行委員会及び各市町実行委員会（以下「三重県実行委員会等という。」）
は、別表に定める項目により、調達業務を実施するものとする。

(危険負担)

第 3 条 契約物件について、三重県実行委員会等が実施する検査に合格するまでに
生じた損害は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち
三重県実行委員会等の責めに帰すべき事由により生じたものについては、三重
県実行委員会等が負担する。

(代金の支払)

第 4 条 各実行委員会は、受注者から代金の請求を受けたときは、その日から起算し
て 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。

(要項の変更)

第 5 条 この要項の内容を変更する必要があるときは、三重県実行委員会等が協議の
うえ、これを変更するものとする。

(定めのない事項の処理)

第 6 条 この要項に定めのない事項及びこの要項に関して疑義が生じたときは、三重県
実行委員会等が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この要項の有効期間は、要項制定の日からこの要項に定めた全ての事項が完了する
までの期間とする。

2 この要領は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

【別表】

項 目	実施主体
1. 契約締結に関する事	三重県実行委員会
2. 発注に関する事	三重県実行委員会及び各市町実行委員会
3. 納品検査に関する事	同上
4. 支払いに関する事	同上